平成２９年（フ）第８９５６号
東京都北区滝野川２丁目45―13―101
破産者　箱崎　英生
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９６２号
東京都板橋区大山東町32―12―1103
破産者　本田　　晃
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０２６号
神奈川県相模原市南区相模台３丁目２―12　ヴィラクレモナ６番館303
破産者　ガーナー陽子
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０４８号
東京都杉並区堀ノ内２丁目33―12―201、住民票上の住所東京都杉並区堀ノ内２丁目33―12　プライムハイツ
破産者　坪根　嘉子
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０６１号
東京都足立区中央本町２丁目22―17―403　第二光陽ハイム
破産者　高田　初乃（旧姓平井）
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０８５号
千葉県船橋市西船３丁目８―43―309、開始決定時の住所東京都練馬区氷川台３丁目６―４―202
破産者　鈴木　康介
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１３７号
東京都品川区二葉３丁目29―６
破産者　此下　宣彦
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１４６号
東京都江戸川区興宮町17―７
破産者　宇治川　裕
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３５６号
神奈川県横浜市港北区綱島東１丁目５番17―905号
破産者　有限会社グランパ青山
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３５７号
東京都港区南青山２丁目９―25―304
破産者　中村　　隆
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４１３号
東京都港区三田２丁目１―45―502、申立時の住所東京都港区東麻布２丁目６―９―102
破産者　野口　博隆
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４３１号
東京都板橋区板橋３丁目34―４
破産者　大浦　弘子
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５６７号
東京都武蔵村山市大南３丁目17―１　グランドール大南Ａ棟205
破産者　河野　将之
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５９８号
東京都東村山市恩多町２丁目39番地４―302号
破産者　株式会社エフケーコーポレーション
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７４６号
東京都世田谷区太子堂２丁目23番２号
破産者　有限会社アーグリッツ
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７５０号
東京都豊島区長崎１丁目28番24号　メゾン椎名町402
破産者　有限会社本田竹商店
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７５１号
東京都練馬区東大泉３丁目１―７―409
破産者　本田　一郎
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７５２号
東京都中央区築地７丁目15番13号
破産者　株式会社ベトナムフードネットワーク
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７５３号
東京都板橋区南町14―１―501
破産者　鶴巻　　款
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７５６号
東京都荒川区西日暮里１丁目14番４号
破産者　株式会社Ｂ―ＭＡＸ
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７７６号
東京都板橋区成増１丁目15番６号
破産者　有限会社ミヤワキフードスタイル
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部